

長期化するコロナ禍のもと、私たちは呼びかけます

新型コロナウイルス感染症への対策を強化し 安心・安全で、楽しい学童保育が保障されるための「5つの提言」

2021年1月25日 大阪学童保育連絡協議会

大阪学童保育連絡協議会は1970年4月から「保護者が安心して働き続けられるように」「こどもたちに豊かな放課後生活を通して成長・発達を保障する」を目的に今日まで活動を続けています。

日本の学童保育は、戦後すぐの1948年に大阪市内の民間保育園園長が「昨日までの園児を入学と同時に放任できない」と、制定間もない児童福祉法にもとづき学童保育を開始したのが始まりだと言われています。

1960年代高度経済成長政策のもと働く女性が増大し、同時に「カギっ子」の放課後が社会問題化しました。1966年文部省(当時)が「留守家庭児童対策事業」を開始するものの1970年には廃止。その後、学童保育を求める要望は働く親たちを中心に全国へ広がり、1997年の児童福祉法改正とともに「放課後児童健全育成事業」の名称で学童保育は法制化されました。しかし法的位置づけがいまだ弱く、2015年度によく国が学童保育の基準を実施するものの全国一律の最低基準ではなく、施設や職員基準も低いため、多くの地域で施設環境や運営体制が脆弱なままとなっています。

現在、大阪府内43市町村に計906か所の学童保育が設置され69,310人が登録しています(2019年5月1日現在、厚生労働省調べ)。学童保育の生活集団は1年生から6年生までの異年齢で構成され、障害のある子ども、様々な支援を要する子どもも共に育ちあっています。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、私たちの生活や社会へ深刻な影響を広げました。2020年2月27日「新型コロナウイルス感染症」対策として、国は「学校一斉休校」を要請、一方、直後に厚生労働省は「学童保育は原則開所」と要請しました。多くの地域では、学童保育を必要とする「子どもたちの命と育ちの保障」「保護者の就労保障」をする立場から、感染対策を講じつつ困難な環境のもとでも、「社会の機能」と「経済活動」を支えるために、開設保障をしてきました。

そうした中、学童保育ではいくつもの課題が浮き彫りとなってきました。多くの専門家が、今後のさらなる感染拡大を指摘しています。全く想定していなかった第1波の新型コロナウイルスの経験を教訓にした対策があらゆる分野に問われ、学童保育においても適切な対策が求められています。

新型コロナ感染症をはじめ、非常時・災害時にあっても「権利としての学童保育」が保障され、子ども、保護者にとって安心・安全な学童保育が実現されるために、5つの「緊急提言」を行います。

緊急提言

- 1) **密集を回避し、ゆとりある環境にするために、1支援単位の在籍児童数は30人以下での運営を。そのために必要な専用施設および指導員の確保を。**

学童保育の国の基準は、1支援単位はおおむね40人以下、児童1人当たり面積はおおむね1.65㎡以上となっています。しかし実際に、学校の余裕教室等1室で40人程度の児童が複数の学童保育指導員(以下、指導員)と共に生活している場合、または、基準を緩和し、40人以上の児童が詰めこみ状態となっている施設では常に過密な状態となり、感染不安を高める最大の要因となっています。

平常時から十分な余裕ある空間と、子ども・指導員の安全を確保するために、また地域の感染状況悪化に伴い、密集回避で生活集団を20名以下などに分割し対応するためにも、常時30人以下で運営する専用施設と職員を確保する必要があります。

- 2) **正規指導員の配置、および安定的な指導員体制の構築と指導員不足の早期解決を。**

指導員には子ども理解の研鑽・研修、保護者への連絡・相談、学校・行政・地域・専門機関との連携、施設設備の点検、衛生管理、安全対策、保育計画・記録、職員会議、緊急時対応など多岐にわたる業務と高い倫理性が求められ、厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針」にも明記されています。

平日であっても指導員は本来、午前中からの勤務が必要で、国は「常勤職員」の配置を算定根拠に運営費を補助しています。

しかし未だ多くの学童保育には正規・常勤（フルタイム）職員が配置されておらず、非正規・短時間職員のみでの体制で、平日は午後の配置しか保障されていません。「業務内容と勤務実態のアンバランス」は兼ねてから課題となっていました。加えてコロナ禍で、朝からの緊急開設と、対応指針が示されない中での保育、次々と変更される開設対応が続く中、不安定な職員体制の課題は明確になりました。また子どもの不安やストレス、家庭の不安定化も生じ、できる限り安心感を与える高度な関りも求められています。そもそも学童保育は夏休み等の長期休暇や土曜日、学校代休日など朝から開所する日も多い事業です（11時間程度）。あわせて非常時・災害時を想定し、開設体制・職員体制が確保されなければなりません。

正規職員の配置、および常勤職員の複数配置の体制をとり、安定的な職員体制を構築すること。またコロナ禍において低い処遇の中、感染不安を抱えながらも子どもに寄りそい、社会機能を支えた指導員が働き続けられるよう、手当や慰労金を支給し、早急に職員確保の対策がとられるべきです。

3) 学童保育と学校、専門機関の連携を強化し、非常時における受け入れ体制・支援体制の構築を

コロナ禍を通じ、学童保育では、学校の運営状況に合わせた臨機応変な対応がとられました。一方、非常時・災害時においてはすべての子どもの居場所・支援・保育確保の必要性が明らかになりました。行政責任のもと学校と学童保育、専門機関の連携強化を図り、非常時における受け入れ体制、職員体制、相談・支援体制の早期確立が求められます。その際、第一波の休校対応を検証し、子ども・保護者・現場職員が安心できる体制と内容が確保されるべきです。そのためにも、行政内部に調整機関を整備し、早急な対策が必要です。

また、学童保育は非常時においても原則開所の対応が求められます。学校の施設設備の活用、養護教諭や学校医の支援などが積極的に受けられる連携体制が必要です。

今後、当該の学童保育や学校で感染者等が確認され、学童保育を休所・縮小する場合にも、必要最小限の保育体制および相談支援体制が必要です。

4) 適切な感染拡大防止対策を徹底し、子どもたちが安心して主体となれる学童保育の生活づくりを

日本小児科学会は「感染症対策も大事だが、子どもの心身の発達とのバランスも大事」と指摘しています。学童保育においては感染防止対策の徹底が必要ですが、あわせてその対策は子どもの権利保障・発達保障を主眼に、適切な対応が求められます。

学童保育における感染防止対策については、専門家の意見を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」に基づく適切な「対応指針」を国・自治体の責任で早急に作成すべきです。

また、感染拡大防止に必要な設備および備品の整備、子どもや指導員が体調不良となった際の静養室の確保、必要に応じて公衆衛生や医療機関の指導、相談を受けられる体制構築が求められます。

感染拡大防止の観点から希望する学童保育関係者（子ども、保護者、指導員）が、感染判定のできる検査を迅速に受けられるよう、検査体制の充実と、検査の公費保障が必要です。

5) どんな運営形態の学童保育であっても、行政が責任をもった感染症対策と保育保障を

学童保育（放課後児童健全育成事業）は児童福祉法に基づく国の施策であり、事業の実施者は市町村です。また都道府県には広域行政としての役割があります。大阪府内には、公設公営、公設民営（民間委託・指定管理者制度）、民設民営という様々な運営形態の学童保育がありますが、どのような運営形態であれ、学童保育は公的責任のもと、安全・安心な運営確保が求められます。コロナ感染症はじめ、「非常時における学童保育の実施」、「非常時を想定した保育環境の整備」、「非常時に対応できる職員の配置」、「非常時における所管課を超えた連携、広域の対策」など、非常時における学童保育の対策は、国・自治体の責任で行われる必要があります。